

第三章 江戸時代

第一節 近世社会の形成

一 細川藩の成立と展開

細川氏の豊前　慶長五年（一六〇〇）二月、徳川家康は、関ヶ原の戦以前に、細川忠興に、大坂屋敷の台
豊後への入国　所料として豊後国速見郡・木付廻の六万石を与えていた（『松井家記』）。このことは、豊臣
 政権下とはいえ、家康は諸大名中最大の二五〇万石余という所領を領有し、その上、細川氏を初めとする諸
 大名の領地の移動にも関与する大老としての最高地位を既にこの時点で確立していたことを示している。忠
 興は家臣松井康之・有吉立行を九州へ派遣し、豊後の領地六万石を支配させた。

同年九月、関ヶ原の戦で霸権を確立した家康は、その戦後処理として豊臣系外様大名の改易・転封を強行
 した。豊前の規矩・田川の二郡を領有し、小倉城にいた毛利勝信は、西軍方に属したため、十月三日に除封
 となり、子の勝永とともに土佐に流された。豊前六郡を領有し、中津城にいた黒田長政は東軍方に属して活

第3章 江戸時代

第1表 小倉・香春・豊津藩主一覧

藩主	生没年月日	在任期間	在封年	官名	幼名・通称	法号	石高実達年月日	石高(表高)	領地(郡名)	
1. 毛利 謙信	生年不詳 慶長16. 9. 8	天正15. 6. 慶長5. 10.	13	壹岐守 中守 越侍少将 左少將	一 千 熊 長 三 千 宗 立 松	斎 代郎 宗立 向寺	天正 15. 6. 慶長 5.12.26	60000	豊前国規矩郡・田河郡	
1. 細川 忠興	永禄 6. 11. 13 正保 2. 12. 2	慶長 5. 12. 26 元和 6. 開12.25	20	守 従 將 宗	千 代郎 立 松	三 宗 立 向 寺	慶長 5.12.26	300000	豊前国一国 豊後国の内国東郡・速見郡の内	
2. 忠義	天正14. 10. 11 寛永18. 3. 17	元和 7. 寛永 9. 10. 4	11	守 従 將 左少將	光 内	台 記	雲 伍 妙 解院	タ	タ	
1. 小笠原 忠貞	慶長 1. 2. 28 寛文 7. 10. 18	寛永 9. 10. 11 寛文 7. 10. 18	35	侍 右近將監	春 大	丸 字	德 叟 照 福 聚 寺	寛永 9.12. 7	150000	豊前国企救郡・田川郡 ・京都郡・仲津郡・篠城郡と上毛郡の内
2. 忠輝	正保 4. 5. 20 享保10. 6. 28	寛文 7. 12. 10 享保10. 6. 28	58	遠江 守 侍 右近將監	万 彈	丸 正	晚 山 紹 榮 院	タ	タ	
3. 忠基	天和 2. 7. 4 宝曆 2. 2. 5	享保10. 8. 13 宝曆 2. 2. 5	27	遠江 守 侍 右近將監	松 丸	良 巖 仁	巖 院 洪 濟 寺	タ	寛保2.12より延享4.10 の間、豊後国速見郡・ 東郡・玖珠郡の内で 32000石余を預かる	
4. 忠穂	延享12. 8. 22 寛政 2. 11. 8	宝曆 2. 3. 21 寛政 2. 11. 8	38	伊予 守 侍 左近大夫 兵部大輔	從 政 只	之 次	助 郎 真 乘 道 院	タ	豊前国企救郡・田川 郡・京都郡・仲津郡・ 篠城郡と上毛郡の内	
5. 忠苗	延享 3. 9. 24 文化 5. 2. 18	寛政 3. 1. 29 文化 1. 7. 20	13	伊予 守 侍 右近將監	保 三	郎 浮	寛 叟 信 國 寺	タ	タ	
6. 忠固	明和 7. 9. 4 天保14. 7. 18	文化 1. 7. 20 天保14. 7. 18	39	伊予 守 侍 少將	龟 彥	吉 五	仁 澤 宗 瑞 嚴 院	タ	タ	
7. 忠教	文化 5. 10. 12 安政 3. 5. 12	天保14. 9. 3 安政 3. 7. 12	13	伊予 守 侍 左京大夫	備 次	郎	忠 山 道 清 寬 寺	タ	タ	
8. 忠嘉	天保10. 2. 29 万延 1. 6. 26	安政 3. 8. 29 万延 1. 6. 26	4	伊予 守 右近將監	直	之	高 鑑 隆 義 峰 院	タ	タ	
9. 忠幹	文政10. 9. 14 慶応 1. 9. 6	万延 1. 11. 6 慶応 1. 9. 6	5	信 遣 守 左京大夫	貌 豊	吉 丸	泰 巖 秀 忠 寺	タ	タ	
10. 忠祐	文久 2. 2. 8 明治 30. 2. 5	慶応 3. 6. 25 明治 2. 6. 18	—	豊 千 代	丸	明 道 正 錦	慶応3.1金救郡は長州 藩預け	タ	慶応3.3.15田川郡・京 都郡・仲津郡・篠城郡 と上毛郡には香春藩	
		慶応 3. 3. 15 香春藩主	4						明治2.12.24香春藩を 豊津藩と改める	
		明治 2. 12. 24 豊津藩知藩事 (明治 4.7.14免)							明治4.7.14豊津藩を 豊津県と改める	

躍したため、筑前一国五〇万二〇〇〇石を与えられ、十一月十一日、父孝高（如水）とともに名島城（現福岡市東区名島）にはいり、そして、同七年（一六〇二）、築城なつた福岡城に移った。

毛利の除封、黒田の転封のあとに、旧領の豊後国速見郡・木付廻六万石に、新たに豊前一国（規矩・京都・田川・築城・仲津・上毛・下毛・宇佐）と豊後国（東郡）とを合わせた三〇万石（実高三九万九五九九石六斗）の領主として、慶長五年十二月二十六日、細川忠興が、子の忠利とともに、丹後宮津から豊前中津に入封した。細川氏は、三河国細川が本貫であり、室町幕府管領の一族である。忠興の正室は、明智光秀の娘で、名を玉子といい、ガラシヤという洗礼名をもつ敬虔なキリストンであることはあまりにも有名である（第1表参考）。

細川検地

豊前・豊後に入封した忠興は、慶長六年（一六〇二）正月二十七日、給人に対して、次のような九カ条の「覚」を発している（松井文書）。①給人・代官が、農民から「札物」を取ることを禁じる。②人足として恣意的に「百姓」を搾取することを禁じる。③植え付け用の種類など「種食」の貸しきをする。④毛利・黒田などの「先給人」の手作りの麦を付け立てて回収し、永荒地の開拓者にその麦を給付する。⑤「走百姓」の付け立てと居所改めをし、還住させること。⑥桑や漆の付け立てをすること。⑦夏成（なつなり）＝畠年貢を改めること。⑧馬飼料として藁・糠の現物を農民より取ること。⑨薪雜事の買い取り、などを規定している。

細川氏は、入封早々、このような「覚」を発するとともに、検地を実施し、領地の確保と貢納の増収を図っている。領内の総検地は、慶長六年の春から始まり、忠興は、六月二十日、江戸・上方より中津に帰国し、

自ら廻郡して検地の状況と領国の視察をしている（「松向公綿考輯錄」永青文庫）。検地の実施にあたっては、「検地法度」という二三か条におよぶ詳細な施行細則が出されている（広崎文書）。現存する検地帳や「検地法度」を基に、慶長六年の検地の体様をまとめてみよう。

- ① 検地の耕地丈量は、太閣検地と同じ一反^ニ三〇〇歩制を採用する。
 - ② 検地尺は間竿を原則とするが、場所の条件によつては検地縄を使用してもよい。
 - ③ 村位は、「上ノ村」・「中ノ村」・「下ノ村」の三段階制である。
 - ④ 地位は、田・畠とともに、上々・上・中・下・下々の五段階制である。
 - ⑤ 石盛は、村位が上ノ村の場合、田方は上々田一石六斗、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田九斗で、畠方は上々畠九斗、上畠八斗、中畠六斗、下畠四斗、下々畠三斗、屋敷八斗である。
 - ⑥ 検地帳は、田方と畠方（屋敷を含む）の別帳立てと、田・畠・屋敷の三地目を一冊にした二通りがある。また、水帳のほか寄帳を作成する。
 - ⑦ 郡単位にまとめた検地村目録が作成されている。
 - ⑧ 検地帳の提出は、八月十一月に行われ、検地村目録は九月に作成されている。
- 細川氏が拝領した表高は三〇万石であったが、検地により九万九五九石六斗の増石^{ぞうせき}・打ち出しをみてい る。細川氏の慶長検地は、慶長六年のほかに、同十四年（一六〇九）に、荒れ地・新地を中心とした手直し内検を実施している。そして、翌十五年（一六一〇）七月には、永荒地・当荒地など荒蕪地^{こうぶいち}の開発を進め、公役免除を条件に、他国的新百姓移入策を打ち出し、耕地の拡大と年貢增收を図った。寛永検地としては、

第2表 豊前・豊後国細川藩検地帳 一慶長6年(1601)一

郡名	日付	検地帳名	検地奉行・検地役人	冊数	所蔵
田川	慶長6.8.17	豊前国田川郡内弓削田村御 検地帳	長岡監物内村山九右衛門尉	1	九大文化史研究所 (六角文書)
	々	々	々 澤井治右衛門	1	々
	々	々	々 奥田弥九郎	1	々
	8.18	々	々 村山九右衛門	1	々
	々	々	々 澤井治右衛門	1	々
	8.19	々	々 村山九右衛門	1	々
	々	々	々 具田弥九郎	1	々
	々	々	々 増生藤兵衛 岡田権右衛門	1	々
	々	々	々 岡田権右衛門 増生藤兵衛	1	々
	々	々	々 小森六右衛門	1	々
	8.19	々	々 増生藤兵衛 岡田権右衛門	1	々
	8.20		々 奥田弥九郎	1	々
	8.20	々	々 小森六右衛門	1	々
	々	々	々 岡田権右衛門 増生藤兵衛	1	々
	8.22	々	々 増生藤兵衛 岡田権右衛門	1	々
京都		(表欠)(135行田畠共ニ)		1	々
	9.吉	豊前国田川郡御検地村目録		1	九大中央図書館
宇佐	慶長6	京都郡尾倉村検地帳		1	恵良宏氏
	々(萬治2.6.23) 写	慶長六年尾倉村御検地水帳 写		1	々
佐	慶長6.9.	豊前国宇佐郡山袋村田方御 検地帳		1	山村隆昭氏 (宇佐市山袋)
	9.	豊前國宇佐郡猿渡村畠方御 検地帳		1	田口隆氏 (宇佐市猿渡)
	9.吉	豊前国宇佐郡御検地村目録		1	九大中央図書館
	10.吉	豊前国宇佐村田方御検地帳		1	宇佐神宮 (到津文書)
	11.10 (寛永 9.12.朔写)	高家村検地帳	検地奉行衆 濱市兵衛	1	中島吉之助氏 (宇佐市高家)
国東	慶長6.9.吉	豊後国国東郡御検地村目録		1	九大中央図書館
速見	慶長6.	豊後国速見郡之内木付城付 知行分目録		1	熊大付属図書館 (松井家文書)

第3章 江戸時代

寛永三年（一六二六）六月二十六日付の「規矩郡之内水町村田方御検地御帳」（北九州市立歴史博物館所蔵）など四冊が残っている。検地帳の記載様式は、慶長六年のものと同様である。次に、細川検地のうち、残存する検地帳の一覧表を示しておこう（第2・3・4表）。

日付	検地帳名	所蔵者
元和元. 10. 吉	豊後国速見郡由布院御検地帳 田方 水地村	九大中央図書館
ク	ク ク 並柳村	ク
ク	ク ク 立石村	ク
ク	ク ク 光永村	ク
ク	ク ク 乙丸村	ク
ク	ク ク 煙村	ク
ク	ク ク 幸野村	ク
ク	ク ク 妙曾村	ク
ク	ク ク 中蘭村	ク
ク	ク ク 山浦村	ク
ク	ク ク 東烟村	ク
ク	ク ク 石垣村	ク
ク	ク ク 畠方 水地村	ク
ク	ク ク 石丸村	ク
ク	ク ク 小野大平村	ク
ク	ク ク 川崎村	ク
ク	豊後国速見郡由布院横灘御検地村目録	ク

第3表 豊後国速見郡由布院検地帳 一元和元年（1615）一

郡名	日付	検地帳名	所蔵者
速見	元和元. 10. 吉	豊後国速見郡由布院御検地帳 田方 水地村	九大中央図書館
	ク	ク ク 並柳村	ク
	ク	ク ク 立石村	ク
	ク	ク ク 光永村	ク
	ク	ク ク 乙丸村	ク
	ク	ク ク 煙村	ク
	ク	ク ク 幸野村	ク
	ク	ク ク 妙曾村	ク
	ク	ク ク 中蘭村	ク
	ク	ク ク 山浦村	ク
	ク	ク ク 東烟村	ク
	ク	ク ク 石垣村	ク
	ク	ク ク 畠方 水地村	ク
	ク	ク ク 石丸村	ク
	ク	ク ク 小野大平村	ク
	ク	ク ク 川崎村	ク
	ク	豊後国速見郡由布院横灘御検地村目録	ク

第4表 豊前国細川藩検地帳 一寛永3年（1626）一

郡名	日付	検地帳名	検地奉行・横目	冊数	所蔵者
規矩	寛永3. 6. 26	規矩郡之内水町村 田方御検地御帳	検地奉行農 田甚丞 横目服部佐右衛門	2	北九州市立歴史博物館
	ク	規矩郡内水町村 畠方御検地御帳	ク	2	ク

の知行地配置は、忠興が自ら行い、中津の高瀬川（現山国川）から西の地域で知行地を与える者と、東の地域で知行地を与える者とに分け、なるべく知行地が分散しないように、ひとまとめにして給付するようにした（「藩譜採要中」永青文庫）。

忠興は、領国支配にあたり、知行割りとともに城割りを行つた。入封以来、百数十の土豪らの城砦があつたが、忠興は門司城・小倉城・香春岳城・中津城・岩石城など九城を残して修復・普請し、他の城砦をすべて破却し、黒田時代に発生した城井氏ら国人層による反乱の再発を防止しようとした。

知行割りにあたつて、忠興は、弟の興元を小倉城代としたが、大名になれなかつた不満から、興元は、慶長六年十二月に大坂に出奔した。

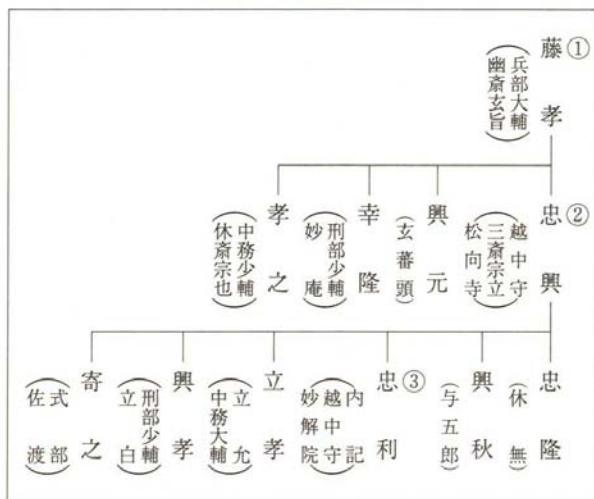
中津は、豊前・豊後に広がる細川藩領域の中間点に位置し、領国支配には適していたが、この興元の出奔を契機に、忠興は、小倉城に本拠を移すことを決意した。慶長七年正月十五日、小倉城構築の鍬入れが行われ、城下町の建設も急速に進み、同年十一月中旬に一応完成、下旬に、忠興は中津から小倉に入城したのである（「細川藩譜便覧角」永青文庫）。

忠興は、中津城を次男興秋（おきあき）の居城としたが、三男忠利が繼嗣（けいし）と決まるとき、興秋は証人として江戸に赴く途中で出奔し、京都で剃髪（ていぱつ）した。そのため、一時、志水宗加が中津城を預かつたが、まもなく三男忠利が正式に中津城にはいった（第1図参照）。

忠興は、香春岳城には中務少輔孝之（忠興の弟）、田川の岩石城に長岡忠直、下毛の一戸城に荒川輝宗、宇佐の龍王城に細川幸隆（忠興の弟）、国東の高田城に有吉立行（家老職）、木付城に松井康之（家老職）をそれ

第3章 江戸時代

第1図 細川宗家系図



数字は家督順。「寛政重修諸家譜」などによる。

それ城番として配置した（細川藩譜便覧角）。小倉城を本城とし、門司城以下の八支城に、細川一門・有力家臣を城代として配置した支城在番体制は、そのまま藩の軍団編成の基礎ともなった（第2図参照）。

小倉領と中津
御領分の成立

元和元年（一六一五）閏六月十三日、幕府は、一国一城令を発令した。この一領国一城の制限令（諸国城割の触状）が、閏六月二十九日、忠興のもとに到着した。忠興は、領内の



第2図 細川藩領と支城配置

門司城以下、香春岳・岩石・一戸・龍王・高田・木付の各城の破却を命じた。しかし、忠興は、中津城をなんとか残そうと考えていたようで、在府中の忠利に老中土井利勝と相談するよう、という書状を送つてゐる。翌元和二年（一六一六）、中津城の残置が決まり、忠興は本多正純・本多正信・土井利勝ら幕閣に札をいよいよ忠利に指示している（『細川家史料』）。

一 同年夏一國一城の御制法を仰か

二、
二舟様 妙解院様おけよゆく仰け候。

小倉中條より安堵を致し、其是度も猶然志
沙解玉第せむを以て或取補是を辰如
豊後高崎より沙解玉少倉之館に住居仕候
佐佐万端在城格を用ひ申す旨

妙解院様や仰せ家本を立すを仰ふ通勤
仕候

一、
同年夏、一国一城の御制法仰出さる、
（元和元年）

（忠興） 三斎様 妙解院様御在城のため、御願に依、

小倉・中津の両城を残し置かれ、其餘の端城は悉
御解去成られ候、此節長岡式部少輔興長居城

豊後木付の城も解去り、小倉の館に住居仕候、
然乍ら、万端在城の格を用い申すべき旨

妙解院様仰出され、家来は過半木付より通勤

仕候

忠興は、元和六年（一六一〇）閏十二月二十五日、三男忠利に家督を譲り、剃髪して三斎宗立と号した。翌七年（一六一二）、三斎は隠居城として修復を終えた中津城にはいり、家督を継いだ忠利は、六月二十三日小倉城に移り、八月一日に国受け取りを済ませた。三斎の隠居料は三万七〇〇〇石、中津給人の知行高四万

二〇九三石、合わせて七万九〇九三石の中津御領分（三斎隱居領）がここに成立した（「細川藩譜便覧角」）。

「部分御旧記」（永青文庫）には、「中津御領分」「中津御藏納」などと見え、「本藩年表」（同）が、忠利が藩主となつた元和七年から始まつてゐることからも、本藩は小倉領と認識され、三斎の蔵入地ならびに三斎付き給人知行地は中津御領分として、忠利の小倉領とは分離した存在であつた。中津御領分は、上毛・下毛・仲津・築城・規矩郡などに散在していた。

三斎の中津御領分支配が始まるにあたり、村上縫殿介・魚住伝左衛門・続少助を初め船頭まで一二九人の三斎付き中津衆と職人一五人が中津に移り住んだ（「細川藩譜採要五」永青文庫）。三斎蔵入地は独立した存在であり、この蔵入地に立脚する財源や行政機構は忠利側から分離したものであつた（朝尾直弘「上方からみた元和・寛永期の豊前細川藩」大阪歴史学会編『幕藩体制確立期の諸問題』吉川弘文館）。しかし、中津の給人知行地から納入される物成・懸物（かかりもの）は、藩主忠利の行政支配機構の下に徵収された。ただ、小物成は、三斎の収入とされた。元和元年（一六一五）時点における細川家臣団の番方構成は、第5表のごとく、中津衆（三斎付き中津詰家臣）一二九人を含めて七八四人である。

家臣団と支配機構

藩の支配機構としては、軍事機構（番方）と政治機構（役方）の一つかある。

藩制成立当初の政治中枢機構は、幕府の職制においても“庄屋じたて”といわれるよう、細川藩においても必要に応じて奉行を任命するというものであつた。

松井康之・有吉立行を筆頭とする年寄衆の下に、奉行衆数人を置き、年貢収納には蔵奉行、郡方支配には郡奉行を設けるというものであつた。

第5表 家臣団(番方) 一元和元年(1615)一

番方	内訳	人數	知行高
家門衆		人	石
家老衆		2	55,000.
頭鉄砲頭		5	54,700.
弓物奉廻組	30丁頭 25丁頭 20丁頭 弓20張頭	23	33,155.7418
馬	(6組)	30丁頭 25丁頭 20丁頭 弓20張頭	14,650. 2,000. 3,800. 2,650. 2,900. 8,150. 7,350. 5,650. 6,600. 6,583.33333 6,300. 5,360.84369 3,883.18252 4,239.11750 5,062.11234 4,150. 2,550. 2,950. 2,250. 1,150. +切米30石8人扶持 900. +切米20石5人扶持
供之者	小姓頭	17	1,100.
側小姓	(6組)	14	2,631.226
組	頭	8	500.
物書頭	頭	7	300.
長柄頭	頭	2	200.
乗物界	頭	1	600.
小者頭	頭	2	2,250.
旗之者頭	頭	6	300.
歩小姓頭	頭	14	695.
組無衆	師	3	3,777.59
鷹	方	5	3,450.
台所詰	詰	16	1,460.6794
医者並	詰	17	10,868.8454
伽之者	詰	12	23,335.
船頭頭組	詰	60	42,075.38531
留主居組	詰	163	+切米30石8人扶持
中津詰	詰	129	413,596.21366
合計		784	

「豊前小倉御侍帳」(『熊本県史料』近世1)による。

この時期は、番方即役方という状況で、軍事組織の一員としての番方身分のままで行政的役職に就くという有様であった。そこには、まだ戦国大名の家政機関的色彩を残していた。家臣団編成に重点が置かれ、番方優位の体制であった。

慶長七年(一六〇二)時点での郡奉行をみると、仲津郡・木付廻の兼帶郡奉行松井康之は、木付城預かりの年寄衆(知行二万五〇〇〇石)であり、都(京都郡)・上毛の兼帶郡奉行長岡宗信は、岩石城預かりの人持衆(陪臣を抱えるような大身)であり、郡奉行には、支城預かりクラスの重臣がなっている。そして、松井康之が仲津郡と木付廻という地理的に隔絶した地域を、しかも兼帶するという形式的支配の体様であった。

的に就任している。

元和十年の職制は四八と、藩制初期のそれと比べると多様化が進み、さらに寛永期になると、寛永五年の

元和元年になると、郡奉行は、留主居組・馬廻組の知行高一五〇~五〇〇石クラスが、単独郡あるいは隣接郡を、二人で、実体的に支配している。郡村支配は、惣奉行(ちゅうぶぎょう)が郡奉行・代官以下を支配した。

次に元和十年(二六一四)と寛永五年(二六一八)の細川藩職制を対比しながら第8表として提示する。

この第8表には現れていないが、これら諸職の上に家老職があり、松井・有吉・米田の有力三家臣が世襲

ところで、元和年間(二六一五~二四)になると、職制も次第に独立し、整備されてくる。

慶長七年(二六〇二)と元和元年(二六一五)の郡奉行一覧を、それぞれ第6表・第7表として示しておく。

第6表 郡奉行一覧
—慶長7年(1602)ー

郡	郡奉行
規矩	魚住市正
田川	中嶋左近
京都	長岡肥後守宗信
上毛	
仲津	松井佐渡守康之
木付廻	
下毛	加々山隼人興良
宇佐	長岡武藏守立行
国東	魚住加賀守
速見	杉生左兵衛

「細川家記」による。

第7表 郡奉行一覧
—元和元年(1615)ー

郡	郡奉行	切米	番方
規矩	神足三郎右衛門	200 石	留主居組
	小崎与次兵衛	200	タ
田川	河喜多五郎右衛門	500	タ
	釤本半右衛門	200	タ
京都・仲津	松本彦之進	200	タ
	蓑田甚之允	150	タ
築城・上毛	沢庄兵衛	300	タ
	荒木善兵衛	200	タ
下毛	小崎太郎左衛門	200	タ
	河喜多九太夫	150	タ
宇佐	沖津佐太夫	150	馬廻組
	宗像清兵衛	300	留主居組
国東	小林半右衛門	200	タ
	蒲田次右衛門	200	タ
速見	宇野七右衛門	200	タ

「豊前小倉御侍帳」による。

第5編 近世

第8表 細川藩職制

元和十年（一六二四）	寛永五年（一六一八）	元和十年（一六二四）	寛永五年（一六一八）
惣奉行	物奉行	人足奉行	人足奉行
横目	横目	鐵苧其外普請道具奉行	鐵苧其外普請道具奉行
公事聞	公事聞	普請奉行	普請奉行
賄惣奉行	物積奉行	留主之役人改奉行	留主之役人改奉行
町奉行	町奉行	作事物奉行	作事物奉行
知行方奉行	知行方奉行	材木奉行	材木奉行
借米銀并懸銀割符奉行	借米銀并懸銀割符奉行	古木竹葭繩葛奉行	古木竹葭繩葛奉行
小者成并加判奉行	天主之道具并小物成納奉行	榦奉行	榦奉行
武具奉行	殿主之道具并小物成請取奉行	鍛冶奉行	鍛冶奉行
算用奉行	武具奉行	材木奉行	材木奉行
郡奉行	算用奉行	古木竹葭繩葛奉行	古木竹葭繩葛奉行
代官	郡奉行	榦奉行	榦奉行
拾郡之橫目	代官	鍛冶奉行	鍛冶奉行
拾郡之山奉行	塙代官	材木奉行	材木奉行
使者客人賄奉行	郡橫目山奉行	古木竹葭繩葛奉行	古木竹葭繩葛奉行
藏奉行	使者客人賄奉行	榦奉行	榦奉行
關所米過意米其外集米銀奉行	船手之惣奉行	白土奉行	白土奉行
并錢奉行	浦奉行	進物之帳付	進物之帳付
惣銀奉行	京二て調物奉行	船手物奉行	船手物奉行
切米取之遺銀算用奉行	大坂米奉行	浦奉行	浦奉行
造作銀算用奉行	金山惣奉行	京二て調物奉行	京二て調物奉行
諸職人称立奉行	鐵炮之薬合奉行	大坂米奉行	大坂米奉行
買物奉行	船作事奉行	金山惣奉行	金山惣奉行
漆渋奉行	人割奉行	鐵炮薬合奉行	鐵炮薬合奉行
油蠟燭奉行	旅之掃除奉行	屋方船方作事物奉行	屋方船方作事物奉行
炭薪奉行	馬具奉行	味噌醬油奉行	味噌醬油奉行
明家明屋敷并關所奉行	上台所奉行	物師賄奉行	物師賄奉行
明家奉行	人割奉行	馬具奉行	馬具奉行
明屋敷奉行	表納戸奉行	旅之掃除奉行	旅之掃除奉行
下台所奉行	銀奉行	大坂二て公義御用調奉行	大坂二て公義御用調奉行
掃除奉行	奧納戸奉行	上台所奉行	上台所奉行
下台所奉行	蘭田奉行	人割奉行	人割奉行
下台所奉行	炭薪奉行	馬具奉行	馬具奉行
下台所奉行	漆渋奉行	旅之掃除奉行	旅之掃除奉行
下台所奉行	油蠟燭奉行	大坂二て公義御用調奉行	大坂二て公義御用調奉行
下台所奉行	炭薪奉行	上台所奉行	上台所奉行
下台所奉行	明家明屋敷并關所奉行	人割奉行	人割奉行
掃除奉行	明家奉行	馬具奉行	馬具奉行
掃除奉行	明屋敷奉行	旅之掃除奉行	旅之掃除奉行
掃除奉行	下台所奉行	大坂二て公義御用調奉行	大坂二て公義御用調奉行
掃除奉行	下台所奉行	上台所奉行	上台所奉行
「諸奉行帳」により作成。			

時点では五五と、役職の細分化がみられ、藩制確立期としての体制を整えてくるのである。

手永制度　細川氏は、豊前・豊後の領国經營にあたって、「手永」制度という、固有な地方支配を採用した。この手永とは、自然的な「村」の行政区画であり、細川支配領域の豊前・豊後、転封後の杵築松平藩、転封先の肥後細川藩以外には三河岡崎藩に一例ある。これは、水野氏が肥前唐津在城中、細川氏の制度を見聞し、岡崎に試みたものと考えられている。

細川藩の農村支配には、惣奉行—郡奉行—惣庄屋—庄屋—肝煎きもり—山ノ口という縦の系列が採られた。各手中には、惣庄屋が一人ずつおり、その名称は、「国作善七郎手永」・「伊良原二郎兵衛手永」などと、惣庄屋名が冠されていた。元和八年（一六二二）時点では、仲津郡は豊津町域の国作・伊良原両氏のほか、大村二郎左衛門・帆柱儀左衛門の四人の惣庄屋がいた。

手永の規模は、最大クラスが石高で一万石弱、村数で三〇カ村弱、最小は一五〇石弱で、一村一手永も數カ村を数えている。このように、各手永は、規模の上で大小の差異が甚だしく、整然とした行政区画制度とはいえない。水系・山谷系・入会・給人地・蔵入地の知行の在り方など、地域的・人為的条件が作用しているようである。

手永内の各村には、庄屋・肝煎あるいは山ノ口がいた。庄屋の数は必ずしも一村一人とは限つておらず、泰岩寺上り地と給人知行地（村上八郎左衛門・仁保惣兵衛・関小平次・垣屋権介・香山与介・鈴木助太郎ら六人の給地）である綾野村には庄屋が四人おり、住江武右衛門・井関傳藏・澤村大學の三人の給人知行地である節丸村には庄屋が三人いた。反対に大坂村のように庄屋のいない村もあった。山谷に立地した村には、山林用益・採

草・入会にかかる山ノ口という村役人もいた。

朱印船貿易

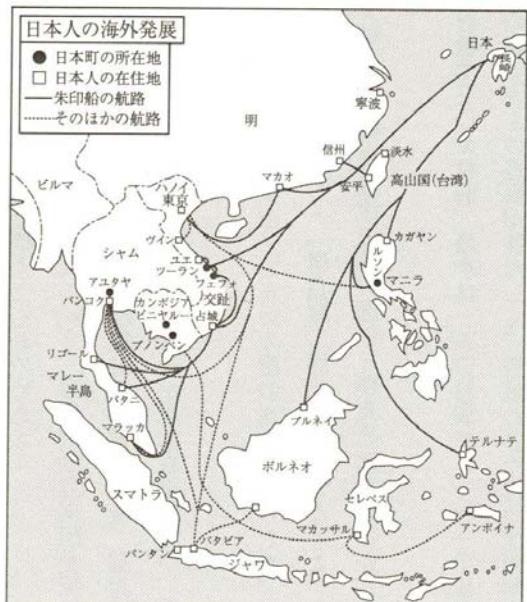
慶長九年（一六〇四）江戸幕府は、朱印船制度を制定し、海外渡航の貿易船の船籍と渡航先を証明した朱印状を発給して貿易の保護と統制をはかった。幕府が発給した朱印状は、慶長

九年から寛永十二年（一六三五）の鎖国令公布までのおよそ三〇年間に、約三六〇通におよんでいる。朱印状が与えられたのは幕府と特別な関係がある人だけで、大坂平野の代官末吉孫左衛門、長崎代官の末次平蔵らの幕吏、京都の豪商角倉了以・茶屋四郎次郎をはじめとする大坂・堺・長崎・平戸の豪商やイギリス人

ウイリアム・アダムズ（三浦按針）、オランダ人ヤン＝ヨーステンなどのヨーロッパ人、頭李旦・林五官などの中国人のほか、因幡の亀井茲^{ハサキ}、矩と九州の島津・松浦・鍋島・有馬・加藤・五島・松倉・竹中・細川などの西国大名であつた（第3図参照）。

慶長十四年（一六〇九）、幕府は、西國大名に對し、五〇〇石積以上の大船の建造と保有を禁止し、海外進出を途絶させようとした。

六一二)、細川忠興は、暹羅渡航朱印状を幕府よ



第3図 朱印船と日本町

り下付されている。暹羅國御朱印の部（『通航一覽』卷二六五）に、

一、自日本到暹羅國舟也

右

慶長十六年辛亥正月十一日

羽柴越中守按するに、細川宰相忠興なり拝領御朱印、長谷川左兵衛状あり、普界一被惠之、戊十二月二十五日書之

とある。細川忠興は、正月十一日付で朱印状をうけ、紹介者長谷川左兵衛藤広に染筆料として金錢を贈つてある。同年、忠興は、商船を暹羅へ渡航させたが、風に流されて安南國（ベトナム）へ漂着したのである。帰国後、同年八月二十四日、朱印状発給に対する贈献として、忠興は、將軍家康に、象牙・白絹・孔雀・豹皮などを差し出した（『通航一覽』卷二六五、「松向公綿考輯錄」）。なお、翌十七年（一六二二）正月、忠興は、安南國に漂着した細川船を日本へ送還してくれた安南都督華郡公へ対し謝礼の書簡を認め、船主次良左衛門に託している。

大船建造禁止令發布後の、細川氏の朱印状獲得は、この一回だけである。その後、細川氏の朱印船派遣は途絶したが、寛永元年（一六二四）には、小倉町人が交趾（コチナ）へ客商として渡海しており、藩出入り商人や中国人に海外での買物を依頼している。同二年（一六二五）、問太郎兵衛の渡唐に際し、銀一〇貫目を託し、同三年（一六二六）には渡唐の間、とくのぼうは紹甫に銀一〇貫目を渡している（「日帳」）。また、同四年（一六二五）に、問紹甫の渡唐に際し、銀一〇貫目を貸し、交趾渡航にあたり銀一〇貫目を託して買物を依頼している（「日帳」、武野

要子『藩貿易史の研究』)。

第9表は、細川藩の領外貿易への出資額を表示したものである。このように、細川氏の朱印船貿易の実態は、藩主独自の派船が一度限りで、あとは中国人や小倉商人を介しての委託買物貿易であった。

寛永八年（一六三二）、幕府は、老中の奉書を持たない船の海外渡航を禁止し、次第に貿易統制を強化していく。また、同年、中国船積載の生糸が糸割符仕法に組みいれられると、藩は、買物奉行を長崎に派遣して必要な品物を購入することに重点を移していく。

輸出品としては、領内産の銅・水晶と細川藩が鋳造した「新錢」が主であり、輸入品は、絹織物・綿織物・皮革・伽羅・薬品・陶器類・ぶどう酒・麝香・龍脳・氷砂糖・煙硝・鉛・小鳥その他の嗜好品であった。これらは、將軍へ献上品として、また、藩主の嗜好・消費を目的としたものであった。

二 禁教令と宗門改め

キリスト教イエズス会（耶穌会）創立者の一人で伝来と布教ある、スペイン人宣教師フランシスコ・ザビエルが、マラッカで日本人キリストン・アン

第9表 細川藩の領外貿易への出資高

出資年	出資額 貫目
元和6(1620)	銀 50
ヶ 9	ヶ 50
寛永元(1624)	ヶ 20
ヶ 2	ヶ 100
ヶ 3	ヶ 40
ヶ 4	ヶ 20
ヶ 8	ヶ 15

武野要子『藩貿易史の研究』による。